

請求人 省略

赤磐市監査委員 近藤 常彦

住民監査請求について（通知）

令和 6 年 3 月 6 日付けで提出された地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条第 1 項の規定に基づき提出された赤磐市職員措置請求書（以下「本請求」という。）について、監査した結果を同条第 5 項の規定により下記のとおり通知します。

記

第 1 監査の請求

1 請求人 請求人の住所、氏名
省略

2 請求書の提出 令和 6 年 3 月 6 日

3 請求の内容

赤磐市長、赤磐市議会事務局長に関する措置請求の要旨

1 請求要旨

（1）令和 3 年度政務活動費収支報告書について

- a. 安藤利博議員は、資料作成費として令和 3 年 6 月 1 2 日にパソコン 1 2 6, 2 7 0 円を 1 台購入し、1 / 3 の 4 2, 0 9 0 円を支出している。
私的活動 1 / 2 及び後援会活動 1 / 4 を含むため 1 / 4 の按分を行い 3 1, 5 6 7 円が妥当であるため不当な公金支出である。市長は、安藤利博議員に対して 1 0, 5 2 3 円の返還を求めるべきである。

- b. 安藤利博議員は、資料作成費として令和3年6月11日にオフィス用紙1,185円(税込)をAで購入しているが還元ポイント10が付与されており、政務活動の対象総支払額は1,175円であるため不当な公金支出である。市長は、安藤利博議員に対して3円の返還を求めるべきである。

【参考】レシート等の還元ポイントについて(平成22年杉並区住民監査請求) 値引きと認められる付与されたポイント分は、支払額からポイント相当額を差引いた額が政務活動費の対象総支払額である。また、レシート等に記載されたポイントの充当が確認される限りにおいては、レシート等に記載された支払額に充当されたポイント相当額を足したものが政務活動費の対象総支払額であり、この総支払額から新しく付与されたポイント分を控除した金額が、政務活動費として請求可能な額である。ポイント相当額の処理をしていないのは不適切な支出である。

上記の2件については不当な行為が終わった日から1年を経過していると思われるが、1年以内に請求できなかった理由は以下である。

収支報告書は監査事務局にて閲覧できるが他の議会のように使途基準等を明示したマニュアル(指針)の公開はなく、赤磐市議会政務活動の交付に関する条例施行規則別表(第8条関係)使途基準との適合確認しかできず、市の財務会計行為が適正に行われているか調査することができないため、市民に対して過去より秘密裡に議員への公金支出が実施されていることになる。

令和6年2月14日と翌15日に議会事務局に訪問し、職員に聞き取り調査したところ質問の中でマニュアル(指針)の存在を知った。閲覧要求したところ「使途基準の運用指針(案)」をコピーして頂け、職員が言うには収支報告書の閲覧には来るが「使途基準の運用指針(案)」を閲覧要求する人はないとのことであった。

(案)であって作成箇所の記載も無い、社会通念上あり得ない指針なので驚いた。

使途基準の運用指針(案)・事務所費・注5「備品については議員活動のみに使用するものは1/2で按分し、客観的に見て、個人での使用が想定されるものは1/3で按分する」

上記において、「客観的に見て」の部分は、議員の主観の視点ではなく、市民(又は裁判所)が公平な視点で見たという意味であるから目的・性質に照らすと政務活動、後援会活動、政党活動、私的活動を加味した按分でないといけない。

一般的な基準（全国の自治体が採用）では私的活動を含むと考えるため1／4であるのに対し、赤磐市議会には全ての費用項目において充当限度割合1／4が存在しないとんでもない基準である。すなわち赤磐市議会では、政務活動と他の活動が峻別されていない。

政務活動費の費用支出は、本質的に議員への委託に基づき、その必要な経費の一部を赤磐市民が負担するのであるが、使途基準の運用指針が（案）のまま、透明性の確保、情報開示の徹底の担保もなく運用されてきて、市の財務会計行為が不適切に行われてきたということである。また、職員から「備品の価格・耐用年数の定義は無く、備品管理は購入議員本人であって、議員辞職時の返納基準は無い」とのことを知り得たが、他の自治体では「政務活動備品台帳」の様式等により適正管理し、返還金が有れば徴収できるように運用にしている。

本市では、議員辞職した場合に残存する減価償却費分の返還金も備品管理の悪さから放棄し、不適切な会計行為が行われてきたということである。議長及び議員は「物品管理台帳等によって耐用年数と耐用年数以内の損壊の場合を考慮し、適正に管理する必要がある。また、資産形成防止の観点から購入できない期日（任期满了の日前6月に当たる日、辞職等により議員の身分が明確になった日）等の要件を規定することが必要である。

【参考】購入の場合の計上方法と返納額の例

(例) 任期 R 3 年 4 月～R 7 年 4 月、R 7 年 4 月～R 1 1 年 4 月（次任期）
購入 R 3 年 6 月
購入物品 デジタルカメラ（耐用年数 5 年）
購入金額 1 2 6, 2 7 0 円
按分比 1／4（政務活動費 1／4 と後援会活動 1／4 と私的活動 1／2 が混在）

ア R 3 年度政務活動費計上額

1 2 6, 2 7 0 円×1／4＝3 1, 5 6 7 円・・・計上額

イ 次任期の R 7 年 8 月で議員辞職した場合の返納額

3 1, 5 6 7 円÷6 0 ヶ月（耐用年数）＝5 2 6 円（1 ヶ月減価償却額）

5 2 6 円×5 2 ヶ月（減価償却月数）＝2 7, 3 5 2 円

3 1, 5 6 7 円－2 7, 3 5 2 円＝4, 2 1 5 円・・・返納額

【参考】充当限度割合例

区 分	充当限度
政務活動のみ	全額
政務活動 1 / 2 + 私的活動 1 / 2	1 / 2
政務活動 1 / 2 + 後援会活動 1 / 2	1 / 2
政務活動 1 / 3 + 後援会活動 1 / 3 + 政党活動 1 / 3	1 / 3
政務活動 1 / 4 + 後援会活動 1 / 4 + 私的活動 1 / 2	1 / 4
政務活動 1 / 6 + 後援会活動 1 / 6 + 政党活動 1 / 6 + 私的活動 1 / 2	1 / 6

(2) 令和 4 年度政務活動費収支報告書について

- a. 牛尾直人議員は、資料購入費として山陽新聞(2紙目)を計上し証拠として、預金口座からの引落とし月額3,785円を提出しているけれども、これを裏付ける1紙目の引落とし証拠を提出してない。議員として情報開示の透明化を図る姿勢に欠けている。
- b. 鼻岡美保議員は、資料作成費として令和4年9月30日17,600円、令和4年12月6日17,600円、令和5年1月23日17,600円、令和5年2月24日17,600円のトナー代を支出している。令和4年9月30日領収書に「シアン」、令和5年1月23日領収書に「カウンター代(トナー代)」と記載されている。
トナーカートリッジならメーカー及び型式並びに色の記載が無いいため妥当な価格が不明、カウンター代なら印刷部数と白黒・カラーが記載が無いため妥当な代金か不明である。どちらにしても全て同額が疑問である。
- c. 佐藤武文議員は、事務所費としてプロパンガス年額14,520円(月額1,210円)の1/2按分の7,260円を支出している。

職員によると、佐藤武文議員からはプロパンガスは、体積販売(基本料金+従量料金)であり、殆ど使っていない旨を聞いているとのこと。B商店(有)に電話確認したところ基本料金は2022年10月に値上げし2,090円(税込)、値上げ前は1,980円(税込)とのこと。基本料金だけで年間2万円を超えるが、年間14,250円(税込)の領収書とはミスマッチがあるので確認する必要がある。今後、光熱水料金については、契約メニュー、基本料金、使用量(kWh, m³)との整合確認を行い会計処理願いたい。

【参考】光熱費充当限度割合

事務所形態	光熱費
自宅	1 / 4 ⑨
自宅以外	1 / 2

⑨子メーター等により私的部分と明確に区分されている場合にあっては1 / 2

- d. 安藤利博議員は、広報費として令和4年7月1日22,230円(税抜額)、令和4年9月27日44,886円(税抜額)、令和4年12月23日24,536円(税抜額)、令和5年3月24日23,986円(税抜額)の印刷代を支出しているが部数及び白黒かカラーかの記載ないため単価が不明。

安藤利博議員は、広報紙第7号(令和5年1月)の広報費として、印刷代26,990円、郵送代27,694円の合計54,684円を支出している。広報紙第7号の顔写真(肩等含まず)は縦60mm、横46mmとA4サイズ縦297mm、横210mmに対しそれぞれ1 / 5サイズ(59.4mm、42mm)を超えた大きさであり、名前も題字に比べてかなり大きく不適切である(16.7 / 100%)。新年のあいさつも市政には関係がなく、かつ以降の議会報告内容とも関連性はなく、我が家の門松写真を載せているため自己宣伝であり不適切である(16.7 / 100%)交通安全ふれ愛体験会は政策提言に繋げる可能性はあるが、自身の診断結果は自己宣伝であるため充当できない(2.5 / 100%)。また、新型コロナ感染症人数制限解除の委員会記事においては、石浦章一書の紹介(5 / 100%)が市政の課題提言に繋がる要素はなく、書籍写真(2.5 / 100%)は不適切であるため充当できない。政務活動費としては、面積43.4 / 100%が充当できないため妥当な支出は56.6%の30,951円である。市長は、安藤利博議員に対し23,733円の返還を求めるべきである。(なお、議会活動又は政務活動に関係した有料広告の場合は、広告部分を按分し、かつ広告収益は支出から減額する)

【参考】政務活動費の「広報費」の取扱いについて(会津若松市)

大きすぎない顔写真は掲載できます。写真の大きさの目安は、縦横ともA4の用紙の長さの1 / 5程度以内のものです(平成22年11月5日東京高裁判決)。広報紙の用紙がA4より大きい場合であっても、写真の大きさの目安は同じです。なお、似顔絵は必要性が認められないため掲載できません。

- e. 永徳省二議員は、広報費として令和4年5月14日にホームページ運用管理費24,000円(1 / 2按分)、令和4年12月10日にホームページ作成

費24,000円(1/2按分)を計上しているが委託契約書が提出されていない。運用管理単価及び作成単価の根拠が不明である。

調査旅費として毎月のガソリン代を計上しているが、支出の透明性を担保するために必要なのが、具体的な実施計画であり、相手先、内容、場所、実施終了の時刻等についての報告であるが不記載である。月日、行先、距離と抽象的な用件の記載があるのみである。これでは政務活動費として支出可能な活動なのか、個人としての参加なのか、後援会活動なのか、判断しようがなく、支出の透明性が確保し得ない。また、支出単価については「赤磐市職員等の旅費に関する条例」の25円/kmを用いて支出しているが、充当限度割合が無い。高校誘致運動の観点からの調査については、主たる目的が市政に関する調査研究に当たらないため不当な支出となる。市長は、永徳省二議員に対し高校誘致の要件で支出した額の返還を求めるべきである。

【参考】青森地裁(平成18年10月20日判決)

ガソリン代については1/2を個人使用、1/4を政務調査以外の議員活動、1/4を政務調査活動に伴う費用であるとするのが相当

f. 佐藤武議員は、広報費として2名の者に対するポスティング代を計上しているが委託契約書が提出されていない。「政務活動費項目別支出状況」が手書き枚数が記載されており、単価は15円/部、10円/部と分かるが委託契約書(単価根拠)の証拠が必要である。また、実績報告が添付されていない。

g. 光成良充議員は、その他経費として電話代を計上しているが令和4年4月32,012円(消費税額1,674円)を最高額とし順次減少傾向に向かい令和5年3月は17,394円(消費税額1,461円)と偏差があまりにも大きい。理由記載が必要。(参考;複数の他の議員は年間偏差額が100円以内である。また、使途基準の運用指針には、月額料金の上限額設定が必要である。)

h. 福木京子議員は、資料購入費として令和4年10月23日に日本共産党岡山県委員会から政務活動に必要性のない図書「メディアの支配、その歴史と構造」1,900円、「新編若き知性」1,600円を購入しており、目的外の公金支出である。市長は、福木京子議員に対して3,500円の返還を求めるべきである。

福木京子議員は、研究研修費として「立憲主義と地方自治を守る議員の会」の会費3,000円を支出している。立憲主義と地方自治を守る議員の会は、2

016年5月9日の中国新聞において「安保法制違憲訴訟原告団への加入活動を予定する」と紹介され、2022年9月11日のKSBニュースでは「国葬に反対する岡山県民集会」は、当該会の主催で実施と紹介されている。当該会は、議員ネットワーク組織であって、事前に政治活動計画を把握するのは困難であるため年会費として不当な公金支出である。市長は、福木京子議員に対し3,000円の返還を求めるべきである。

【参考】会費又は年会費

政務活動に必要な情報を得るため団体等に参加する場合の会費又は年会費は、入会後も、支出の都度その必要性を見直すことを条件として、支出することができる。（札幌市議会「使用編」）

議員のネットワーク組織へ参加する場合、当該組織の年会費の支出は認められない。（高槻市議会「経費使途区分の運用指針」）

i. 下山哲司議員は、資料購入費として「しんぶん赤旗日曜版」11,160円、「社会新報」10,656円、「倫風」2,400円、「HANADA」10,450円を購入している。これらは、政党の機関紙及び政務活動に必要性のないものであって社会通念上認められない目的外の公金支出である。市長は、下山哲司議員に対して34,666円の返還を求めるべきである。

j. 保田守議員は、資料購入費として「しんぶん赤旗日曜版」11,160円、「社会新報」10,656円を購入している。これは、「しんぶん」と名付けた政党の機関紙であって社会通念上認められない。政党活動に係る経費となり、目的外の公金支出である。他の自治体では政党発行物に対し禁止する自主基準を策定する流れである。市長は、保田守議員に対して21,816円の返還を求めるべきである。

【参考】

多数の議会で基準としている事例

※政党の活動に係る経費（政務活動費に充てられない）

- ・党費、党大会参加費、党大会の賛助費、党大会参加に係る経費等
- ・政党の広報誌、パンフレット・ビラ等の印刷及び発送等に要する経費
- ・政党組織の事務所（人件費含む）
- ・その他自己の所属する政党活動、県連（政党等）活動に係る経費

【参考】

仙台高裁（２０１７年）政務調査活動というよりは政党活動に基づいて支出されたものと言わざるを得ない。

福岡地裁（２０１３年）政党に所属しているからこそ購入する意味合いが強く、政党活動と同視すべき活動に当たる。

- k. 原田素代議員は、研究研修費として永瀬清子生家保存会の年会費５，０００円を支出しているがHP内のそよかぜ第８９号（２０１７年６月）から第１１７号（２０２４年２月）まで確認したところ、議会活動、文化財保護条例の制定を進めた様子は無く、生家の草抜き活動や紅梅忌イベント参加交流も無いようである。活動実態と議会活動との関連性は無いことから政務活動費として不当な支出である。市長は、原田素代議員に対し５，０００円の返還を求めるべきである

原田素代議員は、資料購入費として政務活動に必要な「プーチン戦争の論理」９４６円を購入しているが本市には、国防重要施設も米軍・自衛隊基地も無い。市政には関係なく今後役立つ可能性もないため不当な公金支出である。市長は、原田素代議員に対して９４６円の返還を求めるべきである。

原田素代議員は、広報費としてそよかぜ１１０号発送費６６，３９１円、インク代２１，７８０円（年４回分、１回分は５，４４５円）を支出している。内容としては、１ページあいさつ文（１１．２５／１００％）は戦争、日本国憲法９条、原子力施設と国政に関する記事で市政には関係がなく、かつ以降の議会報告内容とも関連性はない。３ページのＣ関連（２５／１００％）は地方自治法第１３２条からして不穏当で、かつ法階層上位の地方自治法第１３２条の説明をせずに、コンプライアンス条例（努力義務規定）のみ記載しており、政治活動及び自己宣伝でしかない。また、市長の妻を持ち出しているが地方議員が議場内で行った発言であっても、それが職権の濫用として他人の名誉を毀損した等と認定される場合には、国家賠償法の適用によって地方公共団体の責任が追及され市民に損害を与える恐れがあるが紹介しており、政治活動及び自己宣伝と解される。更に、自宅と道を隔てた倉庫の上の屋根については、所詮「赤線」「青線」の話であって、市民の中でも多くの者が車庫、作業屋根、農業機器具置場、物置、犬小屋、花壇、畑、無縁墓地などに利用している。国及び県との調整が必要であって、なにより「赤線」「青線」のことを市民に理解していただくような紹介の記述はないことから政治活動的で後援会向けの記事と見受けられる。従って、全４ページのうち３６．２５％が政務活動としては不適当なため、本来支出すべき額は発送費

42,324円、インク代は1回分の3,471円である。よって、発送費24,067円、インク代1,974円が不当な支出である。市長は、原田素代議員に対して26,041円の返還を求めるべきである。

【参考】

・政治活動とは「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を支持し、若しくはこれに反対することを目的として行う直接・間接の一切の行為」を指す。

・地方自治法第132条「普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。」と定められており、議事に関係ない個人の問題を取り上げて議論することは許さず、また公の問題を論じていてもその発言が職務上必要な限度を超えて個人の問題に立ち入って発言されることを許さない規定である。

・国家賠償法第1条「国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって他人に損害を加えたときには、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」

1. 大森進次議員は、広報費として配布費用39,600円を支出している。顔写真（肩等含まず）は縦60mm、横48mmとA4サイズ縦297mm、横210mmに対しそれぞれ1/5サイズ（59.4mm、42mm）を超えた大きさで、かつ名前も題字よりかなり大きく、自己宣伝のため不適切である（15/100%）。新年のあいさつも市政には関係がなく、かつ以降の議会報告内容とも関連性はないので不適切である（15/100%）。（裏面）に似顔絵を2箇所使用しており自己宣伝であって充当できない（2/100%）。政務活動費としては、面積32/100%が充当できないため妥当な支出は68%の26,928円である。市長は、大森進次議員に対し12,672円の返還を求めるべきである。

最後に、

※議員の中には、「領収書等添付用紙」等の書類に手書き証拠を職員に書かせている者がいるが、有印公文書偽造罪の恐れがあるので止めて頂きたい。

※研修報告書を出さない議員もいるが、旅行ではないため提出願いたい。

（3）損害

・充当限度割合の上限規定（按分）不備及び広報誌扱い基準の不備による不当支

出

- ・備品の残存減価償却額に伴う返還金放棄の損害
- ・委託契約書等の証拠提出規定ないために発生する不当支出
- ・ポイント還元相当額の処理抜けによる不当支出

(4) 措置請求

- ・不当な支出の返還を求める。
- ・「使途基準の運用指針」の正式な制定とHP公開を求める。
- ・領収書のHP公開を求める。
- ・メーカー、型式等による単価又は代金の妥当性が分かる領収書の添付を求める。
- ・備品の定義を規定し、議長承認による備品の購入制、購入不可と返納額の規定、適正な台帳管理による管理を求める。
- ・委託契約書を提出させる（実績報告書含む）ことを求める。

(5) 事実証明書（省略）

4 要件審査

監査の実施にあたり、本件措置請求について、法242条の要件審査を実施した。

- (1) 法第242条第2項本文において、住民監査請求は、「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。」と規定されている。

本件措置請求においては、令和3年度政務活動費収支報告書について「令和3年6月12日に購入したパソコンについて按分が妥当でないため不当な公金支出である」また「資料作成費としてオフィス用紙を購入しているが還元ポイントが付与されており、ポイント分が控除されていないため不当な公金支出である」との主張について、令和6年3月6日付けで収受したものである。

令和3年度の政務活動費交付金は令和3年4月28日に交付され、収支報告書提出後、赤磐市議会政務活動費の交付に関する条例（平成18年3月30日条例第1号。以下「条例」という。）第8条に基づき精算手続きが行われ、令和4年5月13日に精算手続きが完了したものであるので、同日が当該財務行為の終わった日となる。したがって、本件の監査請求期限は、1年後の令和5年5月13日となるが、本件措置請求は令和6年3月6日付でなされているため、所定の期間経過後に提出されたものである。

もっとも法第242条第2項ただし書において、住民監査請求は、「ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されているため、期間経過に係る「正当な理由」の有無について判断する。

正当な理由があるときとは、判例によれば、「当該行為が秘密裡にされた場合、住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができなかった場合」(昭和63年4月22日最高裁判決)ないし、「当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、住民が相当の注意力を持って調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在または内容を知ることができなかった場合」(平成14年9月12日最高裁判決)とされている。

予算については令和3年3月議会で議決され、条例に基づき執行し、当該財務行為の完了日以降、交付に係る文書については開示請求できる状態に置かれ、決算については令和4年9月議会で認定後公表されているため、当該行為の存在及び内容を知ることができるものである。また請求人は、議会事務局は使途基準等を明示したマニュアル(指針)を公開していないと主張しているが、情報開示制度により、開示が可能な文書である。よって、「住民が相当の注意力を尽くし」た場合には「客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在または内容を知ることができ」と解されるため、「正当な理由」は認められない。

以上により、本件請求の一部の令和3年度政務活動費の支出については、法第242条第2項ただし書に規定する期間経過についての正当な理由があると認められないことから、法第242条に定める要件を欠いているため、監査の対象に当たらないと判断する。

(2) 令和4年度政務活動費収支報告書について「不当な支出の返還を求め」との主張については、要件を具備していると認められた。

第2 請求の受理

本件請求は、その一部において法第242条に定める要件を具備しているものと認め、令和6年3月7日に受理した。

なお、本件請求については、令和6年3月6日付けで収受したものである。

第3 監査の実施

1 監査委員の除斥

監査委員のうち、議会選出の原田素代委員については、本件請求に利

害関係を有するので、法第199条の2の規定により除斥した。

2 監査の対象

(1) 監査対象事項

請求の内容から、令和4年度に赤磐市議会議員である牛尾直人議員、鼻岡美保議員、佐藤武文議員、安藤利博議員、永徳省二議員、佐藤武議員、光成良充議員、福木京子議員、下山哲司議員、保田守議員、原田素代議員及び大森進次議員について、令和4年度における政務活動費の支出のうち、住民監査請求書及び添付書類（事実証明書）に示されたものを監査対象事項とした。

(2) 監査対象部局 本庁 議会事務局

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づく陳述については、請求人から、これを行わない旨の申出があったので、実施しなかった。また、新たな証拠の提出もなかった。

4 監査対象部局に対する調査

議長に対し書面による調査を行い、令和6年3月26日及び同年4月11日、議長、議会事務局長及び関係職員から事情を聴取した。併せて関係書類の調査を行った。その概要は次のとおりである。

(1) 政務活動費の概要

ア 政務活動費の交付目的

議員の調査研究その他の活動（政党活動、後援会活動、選挙活動を除く議員活動）の充実に資するため必要な経費の一部として交付するものである。

また、政務活動費が充当できる議員活動は、下記のとおりである。

- ①調査研究活動
- ②市民の意向を吸収した政策立案
- ③議員活動の報告と説明
- ④陳情・要請活動
- ⑤各種会合・住民集会への参加
- ⑥住民相談
- ⑦会派単位の諸会議

イ 交付の根拠となる条例・規則等

- ①法第100条第14項から16項
- ②赤磐市議会基本条例第17条
- ③赤磐市議会政務活動費の交付に関する条例
- ④赤磐市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（以下「規則」という。）

ウ 「政務活動費に関する手引き」（以下「手引き」という。）「使途基準の運用指針」（以下「運用指針」という。）について

- ①平成21年7月政務調査費（平成24年の法改正により名称が「政務調査費」から「政務活動費」に変更）について住民監査請求があり、当時、全国的に政務活動費の不適切な使用に関し報道が相次いだことからこれまで以上に支出の必要性、合理性、相当性を適切なものにするため政務活動費の使途の適正化に努めるため作成したものである。
- ②手引き及び運用指針はいずれも平成22年2月に作成しており、手引きは令和4年10月1日、運用指針は令和5年2月14日に改訂している。
- ③手引きや運用指針について、政務活動費の使用に当たり、疑義が生じた場合には、その都度議会全員協議会に諮り、議会の了承を受け改訂を行っている。
- ④手引きの中の「政務活動費に関する取扱基準」（以下「取扱基準」という。）及び運用指針は、いずれも規則第6条の「使途基準」を補完するもので、運用指針は使途基準ごとに政務活動費に充てることができる経費の範囲の具体的内容を記載しているものである。

エ 政務活動費の交付の方法等

- ①政務活動費の交付事務は、規則第2条の規定に基づき、毎年4月に議員から交付申請書が提出される。市長は規則第3条の規定により、交付申請のあった議員に対し交付決定通知書を送付し、交付決定後、議員からの請求により概算払いとして議員の口座に振り込み、翌年4月に議員から1年間の収支報告書に領収書等証拠書類を添付したものが提出される。交付を受けた額に残余が生じた場合は、残金を市へ返還する流れとなっている。
- ②請求の対象となっている12名の議員の政務活動費については、令和4年4月1日、各議員より交付申請書が議長を經由して赤磐市長に提出され、令和4年4月25日赤磐市長より交付決定がなされている。

る。同日各議員より請求書が提出され、令和4年5月10日4,320,000円(360,000円×12人分)を交付している。

③令和5年4月11日～4月28日までの間に、各議員より収支報告書の提出があり、令和5年4月11日～5月29日までの間に、精算処理がなされ、交付額に残余が出た7名の議員より合計1,000,665円が市に返還されており、令和5年6月26日に議長より赤磐市長に令和4年度政務活動費の収支報告書(写し)を送付している。

オ 議会事務局における収支報告書の確認について

各議員から提出された収支報告書は、担当職員が金額の確認、領収書等添付書類を手引き及び運用指針に照らしてチェックし、その後事務局職員及び局長がチェックしたのち議長による確認を経て、議長から市長に提出している。

カ 政務活動費の収支報告の作成について

①議員に貸与しているタブレット端末には条例、規則、手引き、運用指針が格納されており、最新のものが閲覧できる状態である。

②作成にあたり、議員から質問等があった場合は、議会事務局職員が手引きや運用指針を基に対応している。また、議員の改選があった場合は、初当選の新人議員に対して、条例、規則、手引き、運用指針を使用し、研修を行っている。

(2) 本件の請求に関する監査対象部局の見解について

ア 研究研修費について

① 福木京子議員について

研究研修費として「立憲主義と地方自治を守る議員の会」の会費3,000円を支出していることについて、この会は2020年には安倍元首相国葬に反対する集会・デモ活動や市民との共同で原発政策の転換を考える講演会への賛同団体としての協力等を行っており、福木京子議員もこの会の活動に参加している。運用指針で研究研修費について、他団体の開催する研究会・研修会・フォーラム(自治・法律・経済問題等)の参加負担金や会費について認めており、福木京子議員はこの会に参加している議員との繋がりやこの会からの情報を得て、知識を深め、自身の議員活動に活かすことを目的に会員として活動しており、調査研究活動であると考ええる。

②原田素代議員について

研究研修費として永瀬清子生家保存会の年会費5,000円を支出していることについて、NPO法人「永瀬清子生家保存会」は永瀬清子の生家保存と作品の調査研究、普及等に取り組んでおり、原田素代議員はNPO法人設立前の2005年以前から、保存会の核となるメンバーである県内の詩人たちの集まりに参加する機会を得て、それをきっかけに保存会の活動に関わっている。現代詩の母といわれる永瀬清子の文学の金字塔である生家の価値を議員として発信していくことが、まちづくりにつながり、まちの誇りとなると確信して活動されている。2010年（平成22年）12月議会で、永瀬清子の生家を保存する価値及びまちづくりの発信について一般質問を行っている。また原田素代議員が発行している広報紙に記載していないが、保存会の折々のイベントにも参加していることを確認している。よって保存会の会費を払うことは政務活動であり適正であると考える。

イ 調査旅費について

永徳省二議員について

調査旅費として高校誘致の要件で支出しているのは市政に関する調査研究に当たらないとしていることについて、高校誘致での行先は個人宅で、議会や委員会の内容の報告と意見聴取であり、すべて政務活動であると永徳省二議員から確認しており適正な支出であると考える。

ウ 資料作成費について

鼻岡美保議員について

資料作成費の領収書について、トナー等の購入目的、メーカー及び型式並びに色の記載、印刷部数等が不明であるとしていることについて、トナー、カウンターとあるものについては、すべて複合機のトナー代であることを確認した。また、「カウンター代」と表記されている領収書については、業者が機器を確認する際にカウンターも確認していることから記載しているものであることを確認した。

本体の型式、トナーの品番（色）については、鼻岡美保議員より下記のとおり確認した。

（型式）本体：KYOCERA TASKalfa2470ci 複合機
トナー：TK8116k BLACK

TK8116c CYAN

TK8116m MAZENDA

TK8116y YELLOW

なお、複合機のトナーは政務活動費以外にも使用しているが、トナー代のみを政務活動費で請求し、複合機のレンタル代@15,000円/月×12月分の請求を控えて、按分に換えていたことを確認した。

運用指針に基づかない不適切な按分方法であることから、議会事務局は鼻岡美保議員に対して、現在提出されている書類の訂正を求めているところ、令和6年4月18日鼻岡美保議員より、令和4年度政務活動費収支報告書の訂正届の提出があり、トナー代について、1/3の按分に訂正された。

修正の内容は、トナー代について1/3に按分し、46,936円減額するものである。なお、複合機のレンタル代については、政務活動費の対象となるが、請求しない旨鼻岡美保議員より確認した。

エ 資料購入費について

① 牛尾直人議員について

資料購入費として山陽新聞の新聞購読料45,420円を支出していることについて、運用指針には1紙目について証拠書類等を求める取扱いはないため、提出を求めているが、牛尾直人議員から議会事務局に領収書の提示があり、1紙目にしんぶん赤旗日曜日版を購読していることを確認した。よって2紙目であることに相違ないため適正な支出であると考える。

② 福木京子議員について

資料購入費として、「メディアの支配、その歴史と構造」1,900円及び「新編若き知性」1,600円を支出していることについて、「メディアの支配、その歴史と構造」については、現在の知る権利が保障されているとはいえない状況について、その理由やメディアの偏りについて知識を深めるために購入したことを確認している。また「新編若き知性」については、ジェンダー問題を取り上げた内容であり、ジェンダーに関する知見を深めるために購入したことを確認している。議員は広範多岐にわたる知識が求められており、議員としての調査研究と関連の薄いものとはいえ適正であると考える。

③下山哲司議員について

資料購入費として「しんぶん赤旗日曜版」11,160円、「社会新報」10,656円、「倫風」2,400円、「HANADA」10,450円を支出していることについて、運用指針により、新聞については、2紙目からが政務活動費の対象となっているが、1紙目は山陽新聞であることを領収書により確認した。また所属する政党の機関紙は対象外であるが、「しんぶん赤旗日曜版」「社会新報」については、所属以外の政党紙であるため対象外とはいえない。また「倫風」や「HANADA」の購入については議員として、いろいろな市民活動をされている方々の考え方や他の政党の考え方を知り、知識を深めるために購入していることから適正な支出であると考えている。

④保田守議員について

資料購入費として「しんぶん赤旗日曜版」11,160円、「社会新報」10,656円を支出していることについて、運用指針により、新聞については、2紙目からが政務活動費の対象となっているが、1紙目については、保田守議員より口頭で山陽新聞であることを確認した。領収書等支払いの証拠となるものについては保管しておらず確認していない。所属する政党の機関紙は対象外であるが、所属以外の政党紙であるため対象外とはいえない。「しんぶん赤旗日曜版」「社会新報」については、他の政党の考え方を知り、政策の参考にしている。また見識を広め議員としての資質の向上に努めており、適正な支出であると考えている。

⑤原田素代議員について

資料購入費として書籍「プーチン戦争の論理」946円を支出していることについて、令和4年3月議会において、ロシアによるウクライナ侵攻に対し平和的解決を求める決議案が提出され、議員全員賛成により可決されていることから市政に関係があり、今後役立つ可能性が低いとはいえない。また、議員として見識を深めるために購入したものであり、適正な支出であると考えている。

オ 広報費について

①安藤利博議員について

広報費について、下記の通り確認している。

年月日	発行部数（部）	金額（円）税込
令和4年7月1日	3, 500	24, 453
令和4年9月27日	7, 500	49, 416
令和4年12月23日	3, 500	26, 990
令和5年3月24日	3, 500	26, 440

収支報告書には印刷物の現物が添付されており、カラー印刷であることを確認している。また、単価については原稿の内容（写真の数量、レイアウト等）により変動すること、印刷代によるポイント利用により値引きが発生している月があることを確認している。

議会報告第7号について、A3サイズ二面からなる配付物で、顔写真部分は全体の5分の1を超えておらず、議員の氏名を含め、情報発信者を特定するものとして問題ないとする。門松の写真を含めた新年のあいさつや自身の診断結果や書籍写真についても、市民の興味を引き、広報紙を読んでもらうための工夫であるため、作成者の裁量に委ねられる部分であると認識している。

②大森進次議員について

広報費として配布費用39,600円及び印刷代81,290円を支出していることについて、令和5年2月発行の赤磐市議会政務活動報告No.3について、A4サイズ二面からなるカラー印刷の配付物で、顔写真部分は全体の5分の1を超えておらず、議員の氏名を含め、情報発信者を特定するものとして問題ないとする。

新年のあいさつ、似顔絵（イラスト）についても、市民の興味を引き、広報紙を読んでもらうための工夫であるため、作成者の裁量に委ねられる部分であると認識している。

③原田素代議員について

広報費として、議会報告そよかぜ110号の郵送料66,391円、議会報告印刷にかかるインク代21,780円を支出していることについて、議会報告そよかぜ110号は、B4サイズ二面からなる配布物である。議会報告の内容については、原田素代議員の一般質問をもとに作成されている。また、あいさつの一部で国政や歴史についての記載部分を市政と関係ないとしているが、議員としての立場を明らかにし、市民の反応を探り、その意見を市政に反映させることができるため、作成者の裁量内であると認識している。

④永徳省二議員について

広報費としてホームページ運用管理費24,000円(1/2按分)、ホームページ再作成費24,000円(1/2按分)を支出していることについて、委託契約書については、運用指針にも規定がなく求めている。運用管理単価については、4,000円×12か月で相手方と取引しており、再作成費については、ハッカーの被害を受けたため、初期の委託費150,000円(平成30年度に委託)の1/3程度の金額48,000円で取引したことを確認している。経費については按分されており、金額も妥当であると考ええる。

⑤佐藤武議員について

広報費としてチラシ配布費を142,000円支出していることについて、委託契約書については、運用指針にも規定がなく求めている。

佐藤武議員から、議会報告の配付について2名に委託しており、1名については住宅チラシの配布経験のある方で、住宅チラシの配布していた当時の1部あたりの配布単価(7～8円)及び1時間あたりの配布部数100部と想定し1部10円としている。もう1名については、配布経験はないが、広報紙が随時作成のため不定期発行となること、配布期限を設けていないことから1部15円としていることを確認しており、適正な支出であると考ええる。

カ 事務所費について

佐藤武文議員について

事務所費としてプロパンガス代7,260円を支出していることについて、事務所には20リットルのボンベを2本設置しており、基本料金(1,210円/月)のみで、ほとんど使用していない。

基本料金については、佐藤武文議員とB商店との取引で決定している額である。長期に利用しているが料金に変動はないことを確認しており、適正な支出であると考ええる。

キ その他経費について

光成良充議員について

その他経費として、スマートフォン通話料・インターネット接続料として93,170円を支出していることについて、その他経費の上記

金額は、携帯電話とインターネット接続料を合わせた金額であり、運用指針に規定している1/3で按分されており、適当と考える。年間の偏差額については、料金プランの見直しを行ったことによるものと光成良充議員から確認しており適正な支出であると考えている。

ク 運用指針（案）について

請求人から事実証明書として添付された、運用指針（案）について

請求人が添付していたものは、令和5年2月14日の全員協議会で改訂が了承された運用指針と同じ内容のものである。請求者が収支報告書等の閲覧の際に、請求者から按分を取り決めたものがあるか職員に対して聞かれ、その時に紙ベースで所有していた（案）の記載がなされたままの運用指針を見せたところ、外部には出さないのを参考にさせてほしいと言われ（案）の部分を消去しないままお渡ししてしまったものである。

正式な運用指針をお渡ししなかったことは、事務処理上のミスである。

なお、運用指針については、閲覧の対象にしていないものの、公文書であり開示請求があれば開示することのできる文書である。

第4 監査の結果

監査委員の事実関係の確認結果及び判断については、以下のとおりである。

1 事実関係の確認

(1) 政務活動費に関する規定

ア 法

法第100条第14項に「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と規定している。

さらに、同条第15項において「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定している。

また、同条第16項には「議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。」と規定している。

イ 条例

赤磐市は、法第100条第14項から第16項の規定を受け、赤磐市議会議員の調査研究及びその他の活動に資するための経費の一部として、議員に対し政務活動費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとして、条例を制定している。

条例の内容は、交付対象、交付申請、交付の額及び交付の方法、政務活動費を充てることができる経費の範囲、収支報告書の提出、政務活動費の返還等に関して規定しているが、このうち、政務活動費の使途に関しては、条例第6条第2項において「議員は、政務活動費を別に定める使途基準に従って使用するものとし、政務活動に要する経費以外のものに充ててはならない。」と規定している。

また、収支報告書の提出に関しては、条例第7条第1項において「政務活動費の交付を受けた議員は、別に定めるところにより、政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、領収書等の証拠書類を添付し、議長に提出しなければならない。」と規定している。

なお、政務活動費の返還に関しては、条例第8条において、議員は、交付額に残余がある場合に返還するとしたほか、市長は、議員が条例に違反して政務活動費を支出したと認めるときは、政務活動費の返還を命ずることができる」と規定している。

ウ 規則

規則では、政務活動費の交付手続等に関して規定されているが、このうち使途基準については、規則第6条において「条例第6条に規定する政務活動費の使途基準は、別表左欄に掲げる項目ごとにおおむね同表右欄に掲げるとおりとする。」とし、別表において以下のとおり、政務活動費の使途を11項目に区分し内容を記載している。

項目	内容
研究研修費	議員が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費（会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等）
調査旅費	議員の行う活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費（交通費、旅費、宿泊費等）
資料作成費	議員の行う活動のために必要な資料の作成に要する経費（印刷製本代、翻訳料、事務機器購入費、リース代等）
資料購入費	議員の行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	議員の活動、議会活動及び市の政策について市民に報告し、PRするために要する経費（広報紙、報告書印刷費、送料、会場費等）
広聴費	議員が市民からの市政等に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費（会場費、印刷費、茶菓子代等）
要請・陳情活動費	議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会議費	議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
人件費	議員の行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	議員の行う活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費（事務所の賃借料、維持管理費、備品、事務機器購入費、リース代等）
その他経費	上記以外の経費で議員の行う活動に必要な経費

エ 手引き

①政務活動費の使途に関する法規定については、前述したとおりであるが、この他、議会内で政務活動費の使途などに関して、具体的な申し合わせをした手引きを作成しており、その中に取扱基準、運用指針が示されている。

②手引き及び運用指針はいずれも平成２２年２月に作成しており、その後手引きは令和４年１０月１日、運用指針は令和５年２月１４日にそれぞれ改訂している。また、手引きや運用指針について、政務活動費の使用に当たり、疑義が生じた場合には、その都度議会全員協議会

に諮り、議会の了承を受け改訂を行っている。

③手引きの中の取扱基準及び運用指針は、いずれも規則第6条の「使途基準」を補完するもので、運用指針は使途基準ごとに政務活動費に充てることができる経費の範囲の具体的内容を記載しているものである。

(2) 本件請求に係る会計帳簿、政務活動費収支報告書及び領収書等証拠書類について

対象議員12名それぞれについて、対象議員から議長に提出された収支報告書等の内容は次の通りである。

ア 政務活動費交付状況

令和4年度における対象議員の政務活動費の交付状況は次のとおりである。

議員名	交付額（円）	支出合計	公費支出額 （円）	返還額 （円）
牛尾直人	360,000	164,338	164,338	195,662
鼻岡美保	360,000	523,040	360,000	0
安藤利博	360,000	425,436	360,000	0
永徳省二	360,000	503,331	360,000	0
大森進次	360,000	291,407	291,407	68,593
佐藤武	360,000	348,981	348,981	11,019
光成良充	360,000	447,429	360,000	0
保田守	360,000	92,978	92,978	267,022
原田素代	360,000	420,787	360,000	0
福木京子	360,000	134,569	134,569	225,431
佐藤武文	360,000	274,310	274,310	85,690
下山哲司	360,000	212,752	212,752	147,248
合計	4,320,000	3,839,358	3,319,335	1,000,665

令和4年度の政務活動費の交付額は、一人につき36万円である。政務活動費は、所定の手続きにより、年度当初に交付を受け、翌年4月30日までに議長に提出しなければならない。またその収支に残余が生じた場合は、当該残余の相当額を返還しなければならない。上記の公費支出額は、交付額から返還額を差し引いた額である。

イ 請求内容の精査・確認に伴う審査対象政務活動費

請求人から提出された赤磐市職員措置請求書及び証拠書類として提出された審査資料を精査・確認した結果は以下のとおりである。

① 牛尾直人議員の資料購入費

月額 3,785 円で 12 か月分 45,420 円の支出を預金口座の写しにより確認した。運用指針に 1 紙目の領収書等を添付する取り決めはなく、添付を求めているため 1 紙目については本人の申告により確認している。しかし監査の実施期間中に議員本人から議会事務局に対し、1 紙目として「しんぶん赤旗新聞日曜版」の領収書が提示されたことにより、2 紙目であることを確認した。

② 鼻岡美保議員の資料作成費

株式会社 D 発行の領収書の写し 4 枚について下記の通り確認した。

宛名	日付	金額	内訳	発行者
はなおかみほ	2022年9月30日	17,600円	トナー代にて (シアン)	株式会社 D
はなおか事務所	2022年12月6日	17,600円	トナー代にて	株式会社 D
はなおか事務所	2023年1月23日	17,600円	カウンター (トナー代)	株式会社 D
はなおかみほ	2023年2月24日	17,600円	トナー代にて	株式会社 D

いずれも数量は記載されていない。またパソコン等事務機器の消耗品については、運用指針に「政務活動費とそれ以外の経費について按分すること」とあるが、按分されておらず 100% 政務活動費として支出している。なお、監査の実施期間中に議会事務局より鼻岡美保議員に対し聞き取りを行い、4 枚の領収書はすべて複合機のトナー代であり、黒のほかカラーも購入しており、いずれも各 1 本購入していることを確認した。また複合機及びトナーについては政務活動以外でも使用しており、複合機については、レンタル代 (15,000 円 × 12 か月) を支払っているが、政務活動費としては請求せず、トナー代のみを 100% 政務活動費として請求したことを確認した。ただし、令和 6 年 4 月 18 日に鼻岡美保議員より議会事務局に対し、令和 4 年度政務活動費収支報告書の訂正届の提出がありトナー代について、1/3 に按分の訂正がなされている。

訂正の内容は、トナー代について1／3に按分し、46,936円減額するものである。なお、複合機のレンタル代については、政務活動費の対象となるが、請求されていないことを確認した。

③ 佐藤武文議員の事務所費について

有限会社野浪商店発行のプロパンガス年額14,520円（月額1,210円）について、政務活動費項目別支出状況及び領収書の写しにより確認した。運用指針に、事務所の光熱水費は使用頻度又は面積で按分することとある。佐藤武文の事務所は運用指針の要件を満たすものであり、議会事務局に届け出されている。事務所は後援会事務所と兼用で使用しており、使用頻度により1／2に按分していることを確認している。また領収書の但し書きに「ガス（R4.4～R5.3）12か月」と記載があり、12か月分であることを確認している。また監査の実施期間中に議会事務局より佐藤武文議員に対し聞き取りを行い、B商店とは長期に取引があり、20リットルボンベ2本を設置しており、B商店との取引で年額14,520円としていることを確認した。

④ 安藤利博議員の広報費

ア 印刷代について

株式会社F発行の領収書の写し4枚について下記の通り確認した。

宛名	日付	金額 (円)	内訳	発行者
安藤利博	2022年7月1日	24,453円	印刷代として (E銀行利用)	株式会社F
安藤利博	2022年9月27日	49,416円	R4.9月議会報告 印刷代として (E銀行利用)	株式会社F
安藤利博	2022年12月23日	26,990円	印刷代として (E銀行利用)	株式会社F
安藤利博	2023年3月24日	26,440円	印刷代として (E銀行利用)	株式会社F

2022年9月27日の領収書の写し以外は「議会報告」の記載がないが、「政務活動費項目別支出状況」及び「令和4年度政務活動費出納簿」の写しにより「議会報告の印刷代」であること、また印刷枚数及び白黒・カラーについて、収支報告書に添付されている印刷物の現物によりカラー印刷で

あることを確認した。また監査の実施期間中に議会事務局より安藤利博議員に対し聞き取りを行い印刷部数については、7月、12月、3月については3,500部、9月は桜が丘地域全域に配付したため7,500部印刷したことを確認した。単価については、原稿の編集内容により変動があったこと、一部ポイントを使用して割引を受けている月もあったことを確認した。

イ 広報紙第7号（令和5年1月）について

印刷代26,990円、郵送代27,694円の支出のほかその他経費として振込料440円を支出していることを領収書及び中銀キャッシュサービスご利用明細の写しにより確認した。

よって広報紙第7号についての支出額の合計は、55,124円である。

また、広報紙の大きさは、A3サイズ2面である。

広報紙第7号（令和5年1月発行）について、顔写真（肩等を含まない）について、紙面全体に対し掲載部分に占める割合は1.1%。安藤利博議員の顔写真、氏名、住所、連絡先等を含むプロフィール部分については8.4%、交通安全ふれ愛体験会に関する記事については4.6%、総務常任委員会に関する記事については8.4%、そのうち書籍紹介については1.2%、書籍写真については0.6%であることを確認した。

⑤ 永徳省二議員の広報費及び調査旅費

ア 広報費のホームページ運用管理費及びホームページ作成費について

ホームページ運用管理費48,000円、ホームページ再作成費48,000円について領収書の写しにより確認した。なお、いずれも政務活動とそれ以外の経費として1/2に按分しており、それぞれ24,000円を支出していることを確認した。また運用管理単価については、月額4,000円で相手方と取引しており、再作成費については、初期の委託費150,000円の1/3程度の金額48,000円で取引したことを確認した。

イ 調査旅費のガソリン代について

高校誘致を要件とする調査旅費について、下記のとおり確認した。

月	用件 (高校誘致) (件)	走行距離 (km)	金額 (円)
4月	8	164	4,100
5月	2	34	850
6月	3	65	1,625
7月	8	117	2,925
8月	1	17	425
9月	3	65	1,625
10月	4	63	1,575
11月	0	0	0
12月	2	34	850
1月	7	127	3,175
2月	1	17	425
3月	1	17	425
合計	40	720	18,000

高校誘致を用件とする調査旅費については、18,000円であることを確認した。また監査の実施期間中に議会事務局が永徳省二議員に対し高校誘致を用件とする調査旅費について聞き取りを行い、すべて市民の個人宅へ伺い、議会や委員会の内容報告と意見聴取をおこなっていることを確認した。

⑥ 佐藤武議員の広報費

広報費について、「議会報告チラシ配布費」として領収書の写し及び「政務活動費項目別支出状況」により下記のとおり確認した。

宛名	日付	枚数 (枚)	金額 (円)	内訳	発行者
佐藤武	令和4年5月11日	200	3,000	議会報告チラシ配布費 として	G
佐藤武	令和4年6月1日	1,000	10,000	議会報告活動チラシ配 布費として	H
佐藤武	令和4年8月8日	200	3,000	議会活動報告チラシ配 布費	G
佐藤武	令和4年8月22日	4,000	40,000	議会活動報告チラシ配 布費	H

佐藤武	令和4年11月20日	200	3,000	議会報告活動チラシ配布費として	G
佐藤武	令和4年11月27日	4,000	40,000	議会報告活動チラシ配布費として	H
佐藤武	令和5年1月26日	200	3,000	議会報告活動チラシ配布費として	G
佐藤武	令和5年1月31日	4,000	40,000	議会報告活動チラシ配布費として	H
合計			142,000		

委託契約書及び実績報告については、運用指針では求めているため作成していない。なお、監査の実施期間中に議会事務局が佐藤武議員に対し聞きとりを行い、議会報告の配付について2名に委託しており、1名については過去に住宅チラシの配布経験がある者に依頼している。住宅チラシの配布していた当時の1部あたりの配布単価（7～8円）を基準に1時間あたりの配布部数100部と想定した上で、1部10円としていること、もう1名については、配布経験はないが、広報誌が随時作成のため不定期発行となること、配布期限を設けていないことから1部15円としていることを確認した。

⑦ 光成良充議員のその他経費

その他経費について、「スマートフォン通話料・インターネット接続料」としてI株式会社の支払い証明書の写しにより、下記のとおり確認した。

請求月	支払額（円）
4月	32,012
5月	30,657
6月	25,238
7月	28,917
8月	23,523
9月	24,448
10月	20,283
11月	19,993
12月	18,557
1月	19,862
2月	18,670

3月	17,349
合計	279,509

政務活動として使用する1／3で按分し、93,170円を支出していることを確認した。また、年間偏差額については、料金プランの見直しにより減額していることを確認した。

また対象となるスマートフォンについては、事前に議会事務局に届け出済みである。

⑧ 福木京子議員の資料購入費及び研究研修費

ア 資料購入費について

資料購入費として、「メディアの支配、その歴史と構造」1,900円、「新編若き知性」1,600円、合計3,500円を支出していることを日本共産党岡山県委員会書籍部発行の領収書の写しにより確認した。

イ 研究研修費について

「立憲主義と地方自治を守る議員の会」の会費について、ご利用明細票の写しにより3,000円支出していることを確認した。

「立憲主義と地方自治を守る議員の会」と当該議員の議会活動との関連性について、「立憲主義と地方自治を守る議員の会」は、県議会議員や県内市町村議員からなる会である。地方自治に与える諸問題について、地方議員が連携し、国に対する発信力を高めることを狙いとして、発足した団体で、2020年には安倍元首相国葬に反対する集会・デモ活動や市民との共同で原発政策の転換を考える講演会への賛同団体としての協力等を行っており、原発政策の転換を考える講演会については福木京子議員も会員として参加していることを確認した。

⑨ 下山哲司議員の資料購入費

資料購入費として、「しんぶん赤旗日曜版」11,160円、「社会新報」10,656円、「倫風」2,400円、「HANANA」10,450円について領収書及び払込受領証の写しにより支出していることを確認した。新聞については、監査の実施期間中に下山哲司議員から議会事務局に対し、1紙目として山陽新聞の領収書が提示されたことにより、「しんぶん赤旗日曜版」が2紙目であること、また所属する政党新聞紙ではないことを確認した。

⑩ 保田守議員の資料購入費

資料購入費として、「しんぶん赤旗日曜版」11,160円、「社会新報」10,656円について領収書の写しにより支出していることを確認した。新聞については、監査の実施期間中に保田守議員から議会事務局に対し、1紙目として山陽新聞を購入したことを聞き取りし、「しんぶん赤旗日曜版」が2紙目であること、山陽新聞の購入を証する領収書は保管していないことを確認した。また所属する政党新聞紙ではないことを確認した。

⑪ 原田素代議員の研究研修費、資料購入費、広報費

ア 研究研修費について

研究研修費として、「2022年度永瀬清子生家保存会費」5,000円を支出していることを領収書の写しにより確認した。また、原田素代議員はNPO法人設立前の2005年以前から、保存会の核となるメンバーである県内の詩人たちの集まりに参加する機会を得て、それをきっかけに保存会の活動に関わっていること、2010年（平成22年）12月議会で、永瀬清子の生家を保存する価値及びまちづくりの発信について一般質問を行っていること、また原田素代議員が発行している広報紙に記載していないが、保存会の折々のイベントにも参加していることを確認した。

イ 資料購入費について

資料購入費として、「プーチン戦争の論理」946円を支出していることを領収書の写しにより確認した。

ウ 広報費について

広報費として、郵送代66,391円を支出していることを領収書の写しにより確認した。なお、インク代21,780円については、令和5年3月13に購入したものであり、広報紙そよかぜ110号作成時には使用していないことを確認した。よって広報紙そよかぜ110号にかかる広報費の支出は66,391円である。

広報紙そよかぜ110号について、広報紙の大きさは、B4サイズ2面である。

挨拶文について、紙面全体に対し掲載部分に占める割合は16.8%、請求人が主張するC関連部分については25%であることを確認した。

⑫ 大森進次議員の広報費

広報費として、広報配布費 39,600 円、印刷代として 81,290 円支出していることを、領収書及びご利用明細票の写しにより確認した。

よって、広報紙赤磐市議会政務活動報告 No.3 にかかる広報費の支出は 120,890 円である。

広報紙赤磐市議会政務活動報告 No.3 について、広報紙の大きさは、A4 サイズ 2 面である。顔写真（肩等を含まない）について、紙面全体に対し掲載部分に占める割合は 2.3 %。大森進次議員の顔写真、氏名、住所、連絡先等を含むプロフィール部分については 15.9 %、新年のあいさつに関連する部分については 12.6 %、似顔絵については 2 か所で 0.6 %であることを確認した。

2 監査委員の判断

本件請求について、事実関係の確認の結果に基づき、以下のとおり判断する。

(1) 政務活動費の使途に関する可否の判断基準

政務活動制度は、地方議会の活性化を図るため、議員の調査研究活動の基盤を強化する観点から平成 12 年に制度化されたものであり、平成 24 年の法改正により、名称及び交付目的が改められ、透明性の確保に努めつつ使途が拡大されたものである。改正された法第 100 条第 14 項では、政務活動費の交付の対象、額、交付の方法、具体的に充てることができる経費の範囲について、条例で定めることとされており、これを受けて赤磐市では条例第 6 条において、政務活動費を市政に関する政務活動に資するため必要な経費以外に充ててはならないと定めているうえ、規則第 6 条別表にその使途基準を規定して政務活動費を充てることができる経費の範囲について定めている。

赤磐市議会では、政務活動費の使途の明確さと透明性をさらに高めるために手引きを作成し、手引きの中に取扱基準と運用指針を示している。その後手引きについては令和 4 年 10 月 1 日、運用指針は令和 5 年 2 月 14 日に改訂している。この手引きの中の取扱基準と運用指針については、いずれも規則第 6 条の「使途基準」を補完するもので、特に運用指針は使途基準ごとに政務活動費に充てることができる経費の範囲の具体的内容を記載している。

この手引きの改訂に当たっては赤磐市議会全員協議会に諮り、了承を得ることとしていることから、各議員にとって政務活動費を充当して支出できる経費の判断基準となっている。

このように、手引きは条例及び規則で定めるところの政務活動費を充てる

ことができる経費の範囲の具体的内容を示すものであり、使途基準への適合性の判断に当たって参考にされるべきものであると解される。

したがって、政務活動費の個々の具体的な支出が条例及び規則に定める経費に該当するか否かの判断にあたっては、議員から提出された収支報告書等を基に、まず当該手引きの運用指針の定め適合するか否かを基準とし、これにより難しいものについては、当該政務活動費の支出の内容、効果等を総合的に考慮し、社会通念に従い判断するのが妥当である。

議員の政務活動は多岐にわたり、議員が十分に役割を果たすためには、自主性、自立性が尊重されなければならないことから、個々の経費の支出については議員の裁量的判断に委ねられている。一方で市長は財務会計行為の適正を確保し、適正を欠く場合は是正する等の責務を有しており、政務活動費は公金である以上、政務活動費の支出に、関係法規に照らして明らかに違法又は不当と認められるものがある場合は、返還を求める等の措置を講ずる必要がある。

本件請求については、法第100条第14項、条例及び規則第6条別表の使途基準並びに手引きによるほか、以上のような視点にたって監査を行い、請求人から不当な支出として示されたものについて、次のとおり判断する。

(2) 個別の判断

監査委員の判断基準は、前記(1)で述べたとおりであるが、請求人が不当と主張する政務活動費の使途に関し、以下、その経費区分及び請求人が不当とする理由に沿って、その当否を判断する。

ア 牛尾直人議員について

請求人は、牛尾直人議員の資料購入費として2紙目の新聞代を計上していることについて、これを裏付ける1紙目の引落とし証拠を提出していないと主張している。

運用指針には新聞購読は2紙目からとすることとあるが、1紙目の証拠書類の提出を義務付けていないことから、直ちに不当であるとは認められない。なお、牛尾直人議員より追加資料として、1紙目の証拠資料の提示があり、2紙目であることを確認したので、不当な支出ではないと判断する。

しかしながら、請求人が主張するように新聞購読について、1紙目の証拠書類の提出を義務付けていないことは、2紙目であることを証明することが客観的にみて極めて困難である。使途の明確化と透明性を高めるためには、運用指針の見直しを図るべきと考える。

イ 鼻岡美保議員について

請求人は、鼻岡美保議員は資料作成費としてトナー代を支出していることについて、妥当な価格が不明であり全て同額であることが疑問であると主張している。

請求人が主張する資料作成費としてのトナー代について、まず株式会社D発行の領収書には、具体的な商品名や数量の記載がなく「但しトナー代にて(シアン)」「但しトナー代にて」「但しカウンター代(トナー代)」という手書き記載があるだけであり、運用指針の領収書の要件に示されている「領収書には、日付、金額、内訳、数量及び発行者名又は証明者が明記されているものに限る」を満たしていない。

しかし、議会事務局から鼻岡美保議員への聞き取りにより、すべて複合機のトナー代であることを確認した。

なお、備品等(事務所のコピー機のトナー代、ファックス用紙代、インク代等)は、その性質上、適宜必要に応じて使用することができるものであり、一般的、外形的事実からは、調査研究活動以外の活動にも利用されている可能性が否定できないものである。また運用指針の事務所費の交付対象の具体例には「注5 備品については議員活動のみに使用するものは1/2で按分し、客観的に見て、個人での使用が想定されるものは1/3で按分する」とあるところ、備品等が調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が立証されていないにもかかわらず、100%政務活動費として支出されていた。

しかし、議会事務局から鼻岡美保議員への聞き取りにより、鼻岡美保議員から議会事務局に対して複合機及びそれに付随するトナーについて、政務活動以外にも使用していること、複合機のレンタル代については、請求せずトナー代のみ100%で請求することで按分とした旨説明があり、これを受けて議会事務局は鼻岡美保議員に対し、収支報告書等の訂正を求め、鼻岡美保議員より令和4年度政務活動費収支報告書の訂正届が提出され、トナー代について、1/3に按分の訂正がなされ、46,936円減額されている。

鼻岡美保議員の資料購入費について運用指針に照らし、再計算すると、トナー代を1/3で按分した場合、23,464円(小数点以下切り捨て)となる。

今回の鼻岡美保議員の資料購入費について、修正がなされたことにより、トナー代の総額70,400円から修正後の金額23,464円を差し引きした46,936円が返還すべき額となるが、鼻岡美保議員の令和4年度の政務活動費の支出合計額は523,040円であり、返還すべき額である46,936円を差し引いても支出合計額は476,104円となり、公費支出額に変動はない。よって返還金は生じていない。トナー代の按分も運用指針に基づくものになったため不当な支出は解消されたと判断する。

ウ 佐藤武文議員について

請求人は、佐藤武文議員は事務所費としてプロパンガス代を1/2按分して支出しており、基本料金だけで年間2万円を超えるが、年間14,250円(税込)の領収書とはミスマッチがあるので確認する必要があると主張している。

運用指針には他の事務所(後援会等)と兼ねている場合、賃借料は使用領域(面積)により按分、光熱水費は基本料金を含め使用頻度又は面積で按分するとあり、佐藤武文議員は私的活動には使用していないことから、政務活動と後援会活動で経費を1/2で按分しており、運用指針に基づく按分であり何ら問題は生じていない。

また、プロパンガス代の基本料金について、請求人が確認した額より安価であることについては、佐藤武文議員と事業所との契約により決定された金額であり、さらに請求人が主張する基本料金より安価であるということは、市に何ら損害を与えておらず不当な支出ではないと判断する。

エ 安藤利博議員について

請求人は、安藤利博議員は広報費として印刷代を支出しているが部数及び白黒かカラーかの記載ないため単価が不明である。また広報紙の内容について、不適切であると主張している。

請求人は、広報紙第7号の写真等について、不適切であり議会内容と関連性がなく、自己宣伝であると主張する。政務活動は、議員が市政の課題や市民の意思を把握し、市政に適切に反映させる活動であり、広聴広報活動により、議員の議会活動及び市政に関する政策等を市民に知らせることは、市政に対する市民の意思を的確に収集、把握するための前提としての意義を有することから、政務活動費の使途基準として広報・広聴費が認められている。

このような広報・広聴の趣旨を踏まえ、当該広報紙の内容をみると、顔写真について、運用指針には、交付対象とはならない具体例として「政党及び後援会の広報」とあるが、広報紙の顔写真及びプロフィール等についての規定はない。

当該広報紙の安藤利博議員の写真及びプロフィールについては、他の赤磐市議会議員の議会報告等においても大なり小なり見られたが、議員が広報紙等により議会活動、市政に関する施策等について広報活動を行う場合に、広報活動の主体又は責任の所在を明らかにするため、相当な範囲で議員の氏名や顔写真を掲載することは許されると解される。

また、紙面の多くを占めるのは、専ら赤磐市議会における質問、総務常任委員会における質問や内容等であり、安藤利博議員の議会活動を市民に知らせる内容となっている。書籍写真についても、総務常任委員会でコロナウイルス感染対策に関する議員の発言の裏付けとして引用されたものと解され、不適切とは断

定できない。また、赤磐市総合防災訓練や交通安全ふれ愛体験会についての内容は、市政に関連する内容であり、自身の診断結果については、市政に関する市民の興味関心に繋げる工夫ともとれる。

したがって、広報費について不当な支出ではないと判断する。

なお、印刷部数、カラー・白黒印刷の別については、請求人が主張するとおり領収書等では確認できなかった。使途の明確化や透明性を高めるためにも、運用指針に基づく資料の作成に努められたい。

オ 永徳省二議員について

請求人は、永徳省二議員は広報費としてホームページ運用管理費（1／2 按分）、ホームページ作成費（1／2 按分）を計上しているが委託契約書が提出されておらず運用管理単価及び作成単価の根拠が不明であると主張している。

まず委託契約について、運用指針には委託契約についての規定がない。また、赤磐市財務規則（以下「財務規則」という。）15.2 条第3 項によると契約書を省略できる場合として、契約金額（単価契約にあっては執行予定額）が50 万円未満の契約（指名競争入札又は随意契約に限る）とあり、さらに財務規則第15.2 条第4 項には指名競争入札又は随意契約による契約で契約金額（単価契約にあっては執行予定額）が20 万円未満の場合は、請書を省略することができるとしている。

永徳省二議員のホームページ運用管理費及びホームページ作成費については、それぞれ48,000 円であり、財務規則に照らすと契約書及び請書を省略できる場合に該当する。

また、契約は民法第522 条第2 項により、どのような形（方式）で契約を締結するかについて、契約当事者が自由に判断できるものとあり、法令で書面によることが必要と定められている場合を除き、口頭の合意により成立する。

よって、委託契約書がないことが不当であるとはいえない。

次に、運用管理単価及び作成単価の根拠であるが、議会事務局から永徳省二議員への聞き取りにより、運用管理単価については、1 か月4,000 円、作成単価については48,000 円を確認している。また、ホームページの維持管理に要した費用について、運用指針を基に政務活動費とそれ以外の活動を含むため経費を1／2 で按分していることから、不当な支出ではないと判断する。

つぎに請求人は、永徳省二議員は調査旅費として毎月のガソリン代を計上しているが、支出の透明性が確保し得ない。また、支出単価については充当限度割合が無く高校誘致運動の観点からの調査については、主たる目的が市政に関す

る調査研究に当たらないので不当な支出となるため、市長は、永徳省二議員に対し高校誘致の要件で支出した額の返還を求めるべきであると主張している。

収支報告書に添付された政務活動費研究研修費・調査旅費明細書の内容だけでは詳細な内容までは把握できないものの、議会事務局から永徳省二議員への聞き取りにより、高校誘致の要件で支出しているものについては、すべて市内の個人宅へ出向き、議会や委員会の内容報告と意見聴取を行っていることを確認している。

政務活動費の支出は市政と何らかの関連性を有することが必要であるが、永徳省二議員は議会の中でも高校誘致について質問しており、議員として市政の課題や議会で審議するために、市民に対し意見聴取等の活動を行うことは、市民の意向を吸収した政策立案をするための政務活動であると解する。

また、手引きには交通費について、「赤磐市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」に基づき実費とするとあり、算出根拠について「赤磐市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」第4条第2項に「議員が会議等に出席した時に支給する旅費は、招集地から住所地までのキロ数に25円を乗じた額とする」としている。収支報告書に添付された政務活動費研究研修費・調査旅費明細書は、これにより算出された金額が記載されており、手引き及び運用指針に反するものではないと解される。よって不当な支出ではないと判断する。

なお、収支報告書に添付されている政務活動費研究研修費・調査旅費明細書について、この様式は議会事務局が作成したものであるが、調査研究の内容を記載する等市政に関する調査研究であることが、誰が見ても明確に確認できるよう見直すべきと考える。

カ 佐藤武議員について

請求人は、佐藤武議員は広報費として2名の者に対するポスティング代を計上しているが委託契約書が提出されていない。また単価について委託契約書（単価根拠）の証拠と実績報告の必要性について主張している。

運用指針には委託契約及び実績報告についての規定がない。また、委託契約については、35頁 オ 永徳省二議員のホームページの維持管理についての契約についての記載のとおりである。単価根拠については、佐藤武議員と相手方との合意により定められた単価であり、仮に郵送にした場合とポスティング代と比較した場合は、ポスティングの単価のほうがはるかに安価であり、不当な支出ではないと判断する。

キ 光成良充議員について

請求人は、光成良充議員はその他経費として電話代を計上しているが、偏差があまりにも大きいため理由記載が必要と主張している。

光成良充議員は、その他経費としてスマートフォン通話料・インターネット接続料を支出している。スマートフォン通話料について、対象のスマートフォンは運用指針に基づき事前に議会に届出済みである。また、通話料については運用指針に基づき、1/3に按分しており、より安価に契約するため、料金プランを変更したことにより偏差が生じたものである。よって不当な支出ではないと判断する。

ク 福木京子議員について

請求人は、福木京子議員は資料購入費として購入している書籍「メディアの支配、その歴史と構造」、「新編若き知性」について、目的外の公金支出であると主張している。

資料購入費としての支出は、その資料の内容が市政と関連するものか否か等の見地から、当該資料の購入に係る支出が議員の行う調査研究活動のための支出として必要性を欠くものか否かについて判断すべきと考える。また運用指針には交付対象とならない具体例として、「調査研究と関連の薄い、もしくは趣味の色彩の濃い新聞・書籍・雑誌等（スポーツ新聞、文庫本等）」としている。

福木京子議員の購入した「メディアの支配、その歴史と構造」については、市民の知る権利を守るうえで、現在の知る権利が保障されていると言い難い状況について、その理由や大手メディアの報道の偏りについて学ぶために購読したものであり、「新編若き知性」については、ジェンダー問題について知識を深めるために購入したものである。これらの書籍による情報収集と市政の調査研究との間に関連性がないとはいえず、将来の教育、福祉、政治等の在り方等について知識や見分を深める側面があると考慮できる。よって目的外の公金支出とはいえない。

また、請求人は、福木京子議員は研究研修費として「立憲主義と地方自治を守る議員の会」の会費を支出しているが不当な公金支出であると主張している。

「立憲主義と地方自治を守る議員の会」は、岡山県議会議員や岡山県内の市町村議員らで組織された会で、地方自治に影響を与える諸問題について地方議員が連携し、国に対する発信力を高めていくことを狙いとして活動している会である。請求人は、「当該会は、議員ネットワーク組織であって、事前に政治活動計画を把握するのは困難であるため年会費として不当な公金支出である」と主張するが、地方議会の議員による調査活動は広範に及びうるものであり、議員が特定の団体に年会費を支払い、その活動に参加することにより有意義な

調査活動が行われる可能性を否定すべきでないを考える。岡山県議会議員や岡山県内の市町村議員らが集う会の中で、情報収集や意見交換を行うことは、調査研究のための活動として不必要とも不相当ともいえないため、不当な支出ではないと判断する。

ケ 下山哲司議員について

請求人は、下山哲司議員は資料購入費として「しんぶん赤旗日曜版」、「社会新報」、「倫風」、「HANADA」を購入しているが目的外の公金支出であると主張している。

運用指針には、「所属する政党機関紙」について交付の対象外としているが、所属外の政党機関紙の購入を禁ずる規定にはなっていない。「しんぶん赤旗日曜版」「社会新報」については、所属外の政党機関紙であり、他の政党の方針や政策を研究するためのものと解される。また「倫風」、「HANADA」については、思想・政治・経済・文芸・科学など、さまざまな分野の参考になる情報源として活用していることから、これらの書籍による情報収集と市政の調査研究との間に関連性がないとはいえず、政務活動に必要なものとまで断言できるものではない。よって不当な支出ではないと判断する。

コ 保田守議員について

請求人は、保田守議員は資料購入費として「しんぶん赤旗日曜版」、「社会新報」を購入しているが、目的外の公金支出であると主張している。

前段の ケ 下山哲司議員と同様に、これらの新聞・書籍による情報収集と市政の調査研究との間に関連性がないとはいえず、政務活動に必要なものとまで断言できるものではない。よって不当な支出ではないと判断する。

サ 原田素代議員について

請求人は、原田素代議員は、研究研修費として永瀬清子生家保存会の年会費を支出しているが政務活動費として不当な支出である。市長は、原田素代議員に対し返還を求めるべきであると主張している。

使途基準に適合しないか否かは、当該団体の目的や活動内容等を客観的に観察して判断すべきものであるが、原田素代議員の当該団体への活動状況についてみると、NPO法人設立前から永瀬清子の生家の保存と作品の調査研究、普及に取り組んでおり、会員となって以降も保存会のイベントへの参加や、永瀬清子の成果を保存する価値やまちづくりの発信について一般質問も行っている

ことから、活動実態があり議会活動との関連性も認められる。よって不当な支出ではないと判断する。

請求人は、原田素代議員は資料購入費として政務活動に必要な「プーチン戦争の論理」を購入しているが、不当な公金支出であると主張している。

「プーチン戦争の論理」については、「ウクライナ侵攻」の真相について解説した書籍であるが、令和4年3月議会において、ロシアによるウクライナ侵攻に対し平和的な解決を求める決議案が提出され、議員全員賛成により可決されていることから、市政に関係がないとはいえない。議員には国内外の動向等広範多岐にわたる専門的な知識が求められており、原田素代議員は、議員としての見識を深めるために購入したものであると解する。よって、不当な支出ではないと判断する。

請求人は、原田素代議員は広報費としてそよかぜ110号発送費、インク代を支出しているが、その内容が不適切であり不当な支出であると主張している。

請求人は、あいさつ文は、戦争、日本国憲法第9条、原子力施設と国政に関する記事で市政には関係がなく、かつ以降の議会報告内容とも関連性はないと主張するが、令和4年3月議会において、ロシアによるウクライナ侵攻に対し平和的解決を求める決議案が提出され、議員全員賛成により可決されていることから、議会報告内容と関連性がないとは言えない。

また、C関連の記載部分については、赤磐市議会だより第70号及び令和4年3月議会定例会会議録にも記載されている内容であり、議会報告内容であると解する。よって不当な支出ではないと判断する。

シ 大森進次議員について

請求人は、大森進次議員は、広報費として配布費用を支出しているが、顔写真や新年のあいさつ、似顔絵について不適切であり不当な支出であると主張している。

請求人は、広報紙赤磐市議会政務活動報告No.3 顔写真（肩等含まず）について、1/5サイズを超えた大きさで、かつ名前も題字よりかなり大きく、自己宣伝のため不適切であると主張する。

当該広報紙の内容をみると、顔写真については、34頁 エ 安藤利博議員の広報紙と同様に相当な範囲内であると解する。当該広報紙の氏名については、記事全体における面積の割合が、他の赤磐市議会議員の議会報告書等と比べるとやや大きいとの印象を受けるものの、広報紙の各号の紙面の多くを占める大森進次議員の議会活動や市政に関する情報の内容を変質させるものではない。写

真やあいさつは、議員の人となり伝え、議員がどのような政策や背景に基づいて情報を発信しているかが明らかになるものであり、これらの情報の発信者を特定・紹介するものとして、社会通念に照らし相当の範囲であると認められ、広報・広聴の目的を逸脱するものとはいえない。また、似顔絵については、議会報告を効果的に行う観点から工夫されたものと解する。よって広報費について不当な支出ではないと判断する。

3 結論

以上のことから、本件請求における政務活動費の支出について、一部は不適法として却下とし、また、その他については請求人の主張に理由がないため、棄却する。

第5 意見

本件請求における監査委員の判断は、以上のとおりであるが、監査委員としては、今回の監査を通じ、法第199条第10項の規定に基づき、以下のとおり意見を述べるものである。

まず、議会事務局における現状の審査のあり方について申し上げたい。

「調査研究活動に伴う経費としての適合性の判断は、個々の議員の自主的判断に委ねられている」との前提に大きく依存する形で、金額の確認を主眼とした外形的な調査でよいという意識が形成されているように受け止めた。政務活動費の使途については、個々の議員の自主的判断に委ねられているとはいえ、予算の執行者は市長であり、条例第8条において市長の返還命令を定めていることから、市長に政務活動費の調査義務がある。しかしながら議会事務局においては、運用指針に規定されている事項についての調査が不十分であるものも見受けられた。現状の審査のあり方は決して肯定されるものではない。運用指針に基づく厳格な審査を行うよう求める。

つぎに赤磐市議会では、政務活動費の使途の明確さと透明性をさらに高めるために手引きを作成し、手引きの中に取扱基準と運用指針を示している。

今回請求人から住民監査請求の要件を具備した対象議員の政務活動費についてのみ監査したが、運用指針と照らして監査する中で、本件監査の対象とならなかったものについても、運用指針に沿った書類等が作成、添付されておらず時間をかけて調査を行えば、問題となり得るものが存在する可能性があることも否定できず、現状の政務活動費の支出が、残念ながら十分に市民の納得でき

るものであるとは考え難い。その点において、議会の自主的な精査の上、必要な改善がなされることを強く要望したい。

本件措置請求において、請求人は、内容が分かる資料の添付がなく、使途が不明であるとして政務活動費の充当を否定しているものもあった。収支報告書の提出の際に領収書等の添付に併せ、市民が求める説明責任に配慮したわかりやすい記載や的確な資料等を添付させるなど、更なる透明性確保に努められるよう要望するものである。

近年における政務活動費の使途基準は、裁判例に見られるように年々厳格なものになってきている。裁判例を参考にするなど手引きや運用指針を早急に見直し、政務活動費の目的に沿った厳正な運用と、市民への十分な説明責任を果たすことに更なる改善がなされることを期待するものである。

